

こ っ こ っ
“CO₂CO₂減らそう”

第3期 広尾町エコオフィスプラン

～地球温暖化防止実行計画（事務事業編）～

令和4年度～令和12年度

（2022～2030年度）



ひとりひとりが
できることから
取り組もう！

令和4年3月

広 尾 町

目 次

第 1 章	地球温暖化対策の基本的事項	
1	地球温暖化の現状とその影響	2
2	地球温暖化対策に関する取組	3
第 2 章	広尾町エコオフィスの基本的事項	4
1	計画目的	4
2	基準年度・計画期間・目標年度	4
3	対象範囲	4
4	対象とする温室効果ガス	5
第 3 章	これまでの実行計画の取組結果	6
1	実行計画	6
2	取組結果	6
第 4 章	二酸化炭素の排出状況及び削減目標	7
1	基準年度の二酸化炭素排出量	7
2	要因別の排出状況	7
3	削減目標	8
第 5 章	具体的な取組	10
1	施設設備の改善等	10
2	物品購入等	10
3	その他の取組	10
第 6 章	推進・点検体制及び実施状況の点検・公表	11
1	推進体制	11
2	実施状況の発表	11

第1章 地球温暖化対策の基本的事項

1. 地球温暖化の現状とその影響

(1) 地球温暖化とは

地球温暖化は、二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、太陽からの日射や地表面から放射される熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面及び大気の温度が上昇する現象です。

地球温暖化の進行は、海面の上昇や気候の変化を引き起こし、生態系及び人類に深刻な影響を与えます。地球温暖化は、私たち人類の社会・経済活動に起因し、その影響は地球規模であるとともに、将来の世代にも影響を及ぼすことから、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとされています。

(2) 地球温暖化の原因

地球温暖化の主たる原因は、温室効果ガスの増加である可能性が非常に高いと考えられています。2001年に発表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）第3次評価報告書によれば、温室効果ガス別の地球温暖化への寄与は、二酸化炭素約60%、メタン約20%、一酸化二窒素約6%、オゾン層破壊物質でもあるフロン類とハロン約14%、その他（オゾン層を破壊しない代替フロン類など）0.5%以下となっています。つまり、石油や石炭などの化石燃料の燃焼などによって排出される二酸化炭素が最大の温暖化の原因と言えます。

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスは、私たちの生活において、電気・ガソリン・プロパンガスなどを使用し、化石燃料を消費することで直接的あるいは間接的に発生します。

(3) 地球温暖化の影響

地球温暖化の影響は普段の生活では実感しにくいものの、気温が上昇することで、異常気象の増加や、生態系への影響をはじめとした下記のような影響が指摘されています。

地球温暖化の主な影響

- 1 海面の上昇…海水の熱膨張や氷河が溶けて海面が上昇
- 2 気候の変化…砂漠化、熱帯化の深刻化
- 3 異常気象…大雨、台風、干ばつの増加
- 4 生物への影響…熱帯性感染症の拡大、野生動植物の絶滅増加

2. 地球温暖化対策に関する取組

(1) 国の取組

日本は、1997年（平成9年）の温暖化防止京都会議（COP3）で、第一約束期間（2008～2012年）に京都議定書が定めた二酸化炭素中心の温室効果ガス6種の排出量を、1990年（平成2年）より6%削減することを国際社会に公約しました。

国内では、京都議定書の公約達成に向けた取組として、平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）を制定し、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めました。同法により、全ての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年（平成28年）には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で26%（地方公共団体の事務事業は部門別として40%）削減することが掲げられました。さらに、2021年（令和3年）に同計画の改訂が行われ、温室効果ガス46%削減を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実行するよう求められています。

(2) 北海道の取組

北海道の「第5期 道の事務・事業に関する実行計画」は、道が自ら排出する温室効果ガスの抑制と、道民や事業者の取組を促すことを目的として、2021年（令和3年）3月に策定されました。

北海道の事務・事業に関する実行計画の目標

2030年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量を、2013年度（平成25年度）の排出量に比べて50%削減します。
--

資料：「第5期 道の事務・事業に関する実行計画」

(3) 広尾町の取組

広尾町では、より良い環境を目指していくために、積極的に再利用・再資源化する「循環型社会づくり」の形成に向け、町民・事業者・行政が一体となって取組を進めています。

また、広尾町役場は町内の最大規模の事業者として、率先して環境負荷低減と温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

第2章 広尾町エコオフィスプランの基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき、地方公共団体実行計画（以下、実行計画という。）として策定するものです。広尾町の事務事業にあたっては、本計画に基づき温室効果ガスの排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成25年度とし、計画期間を令和4年度～令和12年度までの9年間とします。また、目標年度については令和12年度とし、次期計画は令和13年度からとします。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

※基準年度とは、各年度における温室効果ガスの増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいいます。

3. 対象範囲

実行計画は、本町が直接実施する事務・事業とし、出先機関（消防署を除く）を含めた組織及び施設を対象とします。

対象施設一覧

担当部局	施設等の範囲
総務課	役場庁舎、役場駐車場、中川一郎記念館
企画課	移住体験住宅、広尾バス待合所、各地域集会所
住民課	葬斎場
保健福祉課	老人福祉センター、生活支援ハウス、認定こども園、保育所、子育て支援センター、健康管理センター、各地域老人寿の家
港湾課	港湾課事務所、上屋
建設水道課	車輛センター事務所、車輛センター車庫、一般公用車、特殊車輛、水道施設、下水道施設
水産商工観光課	漁村環境改善総合センター、魚類飼育実験施設、サンタの家
農林課	農村環境改善センター、農林人材育成支援センター、野塚交流館
特老養護老人ホーム ・養護老人ホーム	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム
教育委員会	小学校、中学校、町民プール、給食センター、勤労青少年ホーム、音調津総合センター、野塚公民館、町営スキー場、青少年研修センター、キャンプ場、町営グラウンド、グリーンパーク、児童福祉会館、高齢者健康増進センター、海洋博物館、伝習館

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、7種類のガスのうち、二酸化炭素を対象とします。

ガスの種類	主な発生原因等	主な対策
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の燃焼、廃棄物の燃焼等	エネルギー利用効率の向上やライフスタイルの見直しなど
メタン (CH ₄)	家畜の糞尿、下水の処理及び廃棄物の埋立等	飼料の改良、糞尿の処理方法の改善、埋立量の削減など
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼、農業部門からの排出等	高温燃焼、触媒の改良など
ハイドロフル オロカーボン (HFC)	カーエアコンや冷蔵庫の冷媒の廃棄等	回収、再利用、破壊の推進、代替物質、技術への転換等
パーフルオロカ ーボン (PFC)	半導体等製造のプロセス等	製造プロセスでの改修等や代替物質、技術への転換等
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁用ガスの点検等	点検時、廃棄時の回収、再利用、破壊等
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体や液晶基盤の洗浄等	洗浄プロセスでの改修等や代替物質、技術への転換等

第3章 これまでの実行計画の取組結果

1. 実行計画

前回の第2期広尾町エコオフィスプランでは、平成23年度を基準年として、平成29年度の二酸化炭素排出量を3.8%削減することを目標としていました。

kg-CO ₂			
区分	基準年排出量 平成23年度	削減目標	目標年排出量 平成29年度
二酸化炭素 (CO ₂)	4,261,717	3.8%	4,099,772

2. 取組結果

二酸化炭素 (CO ₂) kg-CO ₂				
年度	排出量	増減量	増減率	削減目標
平成23年度	4,261,717	—	—	基準年度
平成29年度	3,689,206	▲ 572,508	▲ 13.4%	▲ 3.8%

当該計画期間にあつては、小学校や保育所の統廃合が進められたことなどもあり、平成29年度では基準年度（平成29年度）と比較して、13.4%の削減となり、削減目標の3.8%を上回りました。

また、対象施設では、消費電力が少ないLED灯への交換を進めるなど二酸化炭素の排出削減に努めました。

第4章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

広尾町の事務・事業における基準年度である平成25年度の二酸化炭素総排出量は、4,161,312 kg-CO₂です。

区 分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	4, 1 6 1, 3 1 2 kg-CO ₂

2. 要因別の排出状況

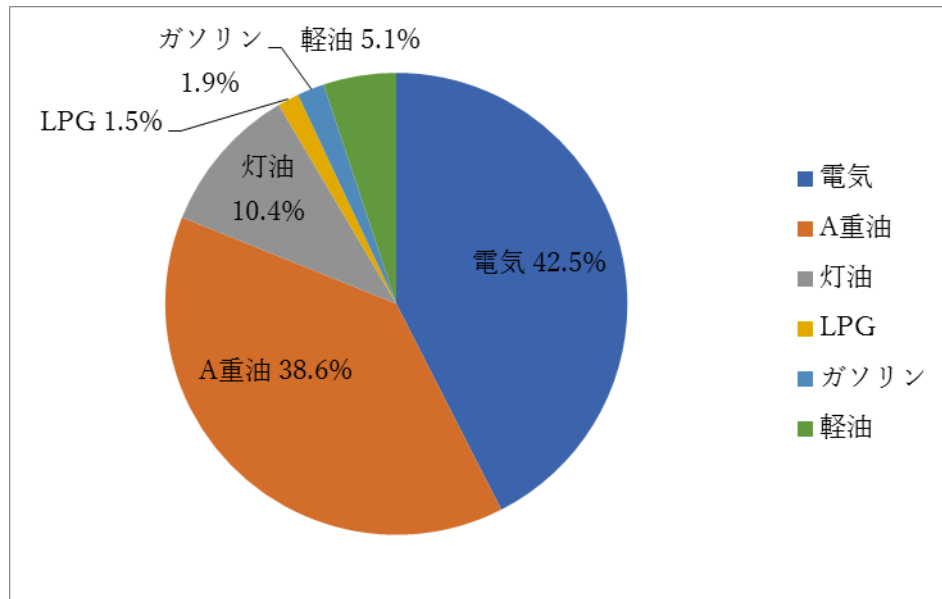
基準年度である平成25年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の42.5%を占め、次いでA重油の使用が38.6%、灯油の使用が10.4%で、3要因合計で全体の91.5%を占めています。

町の事務・事業から排出される二酸化炭素排出量

【平成25年度：基準年】

項 目	使 用 量	CO ₂ 排出量(kg)	割 合
電 気	2,602,229 kwh	1,769,516 kg	42.5%
A 重 油	592,350 リットル	1,605,269 kg	38.6%
灯 油	173,108 リットル	431,039 kg	10.4%
L P G	21,463 kg	64,388 kg	1.5%
ガ ソ リ ン	33,607 リットル	77,968 kg	1.9%
軽 油	82,609 リットル	213,132 kg	5.1%
合 計		4,161,312 kg	100.0%

CO₂排出量割合（基準年：平成25年度）



3. 削減目標

平成25年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和12年度の二酸化炭素排出量を、50%削減することを目指します。

区分	基準年排出量 平成25年度	削減目標	目標年排出量 令和12年度
二酸化炭素 (CO ₂)	4,161,312kg-CO ₂	50%	2,080,656kg-CO ₂

（1）各項目別のCO₂排出量と目標値

	基準年（H25）		目標値（R12）		削減量	
	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
電気	2,602,229kwh	1,769,516	1,301,115kwh	884,758	1,301,114kwh	884,758
A重油	592,350 リットル	1,605,269	296,175 リットル	802,635	296,175 リットル	802,634
灯油	173,108 リットル	431,039	86,554 リットル	215,519	86,554 リットル	215,520
LPGガス	21,463kg	64,388	10,731kg	32,194	10,732kg	32,194
ガソリン	33,607 リットル	77,968	16,804 リットル	38,984	16,803 リットル	38,984
軽油	82,609 リットル	213,132	41,304 リットル	106,566	41,305 リットル	106,566
合計		4,161,312		2,080,656		2,080,656

(2) 参考：令和2年度時点でのCO₂排出量実績値

	基準年（H25）		実績値（R2）		削減量	
	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)	使用量	CO ₂ 排出量 (kg-CO ₂)
電気	2,602,229kwh	1,769,516	2,403,324kwh	1,040,639	198,905kwh	728,877
A重油	592,350 リットル	1,605,269	436,200 リットル	1,182,102	156,150 リットル	423,167
灯油	173,108 リットル	431,039	168,386 リットル	419,281	4,722 リットル	11,758
LPGガス	21,463kg	64,388	14,708kg	44,124	6,755kg	20,264
ガソリン	33,607 リットル	77,968	31,199 リットル	72,381	2,408 リットル	5,587
軽油	82,609 リットル	213,132	66,926 リットル	172,668	15,683 リットル	40,464
合計	—	4,161,312	—	2,931,195	—	1,230,117
増減率	—	基準年度	—	70.4%	—	▲29.6%

令和2年度において、広尾町立国民健康保険病院が独立法人へ移行したことなどもあり、基準年度（平成25年度）と比較して、29.6%の削減で推移しています。

第5章 具体的な取組

本町の事務事業に関する二酸化炭素等の環境負荷の削減に向けた取組を、以下のとおりとします。

1. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負担の低減に配慮した施設整備を行い、適正な管理に努める。
- ・断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入する。
- ・LEDなど高効率照明への買い替えを順次行う。
- ・公用車の更新時に低燃費車やハイブリッドカー、電気自動車の導入を図る。
- ・公共施設の緑化を推進する。
- ・各公共施設に再生可能エネルギー設備の導入を検討する。

2. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負担の少ないものの選択に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

3. その他の取組

①電気使用量の削減

効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り、いずれも、他に支障が及ばない範囲で、節電が見込めることを前提に、照明点灯時間の削減に努める。

- ・勤務時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、給湯室に利用者がいない場合には消灯する。
- ・退庁時に身のまわりの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るよう努める。
- ・節電機能のある機器については、省エネ設定を行う。

②燃料使用量の削減

- ・急発進、急加速をしない。
- ・公用車から離れる時は、必ずエンジンを切り無駄なアイドリングは控える。
- ・出張時の相乗りを奨励する。
- ・冬期間の執務室や各施設の暖房については、適正な温度管理を行う。

③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別回収を徹底する。

- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

④用紙類

- ・両面印刷やミスコピーの裏面利用等を利用し、用紙の使用量削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。
- ・ペーパーレス化を進めるため、パソコン、タブレットの多様な導入を検討する。

⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・節水型機器の導入に努める。

⑥職員の意識向上の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・執務室におけるクールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・ノーカーデーを実施し、環境に配慮した通勤に取り組む。

第 6 章 推進体制及び実施状況の点検・公表

1. 推進体制

① 推進本部

本部長を町長、副本部長を副町長、教育長とし、その他構成員として各課長職をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の点検等を行う。

② 推進担当者

各課及び出先機関に 1 名以上の「推進担当者」を置き、所属内での計画の推進及び進捗状況の把握を行い事務局と調整し、総合的な推進を図る。

③ 事務局

事務局を総務課に置き、全体計画の推進及び進捗状況を把握し、全体的な取りまとめを行う。

2. 実施状況の公表

本計画に沿った温室効果ガスの排出量や削減への取組状況等について、広報誌等により公表する。